

【第2弾】「そでがうら飲食店応援グルメチケット」

取扱店募集要項

1. 「そでがうら飲食店応援グルメチケット」について

新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた飲食店を支援するとともに、物価高騰の影響により外食を控えている市民を支援するため、プレミアム付グルメチケットを販売することで、市内飲食店の利用を推進します。

第2弾（※）では、第1弾よりチケット販売数を増やすとともに、プレミアム率をアップさせることで、更なる利用拡大を図ります。

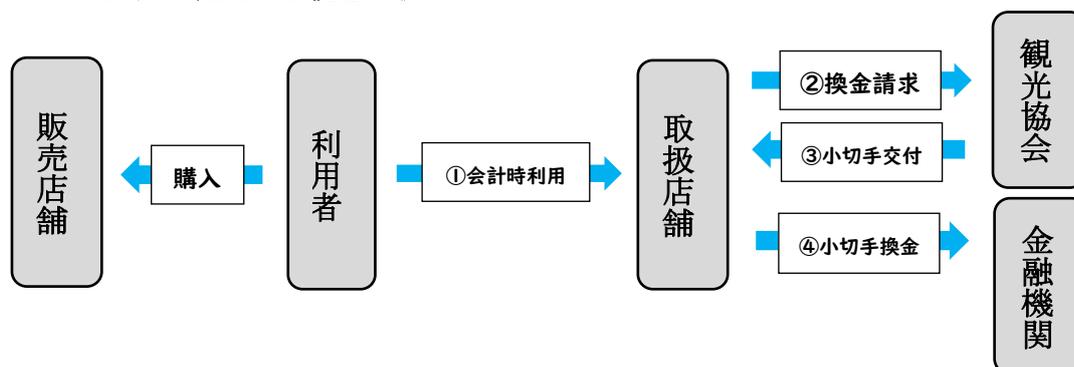
（※）令和4年9月1日から12月31日まで実施している第1弾では、3,000冊の販売で、1冊につき1,000円のプレミアム分が付いたところ、第2弾では販売数を増加し、販売価格据え置きで1,500円分のプレミアム分が付く内容となっています。

また、より多くの店舗に参加いただけるよう、登録条件を見直しました。

2. グルメチケットの概要

1冊当たりの内容	5,500円（500円×11枚）
販売価格	4,000円
販売数	10,000冊
販売方法	対面販売
販売場所	市内複数箇所
購入限度	1回につき、1人10冊（40,000円分）
販売及び利用期間	令和5年1月10日（火）～2月28日（火）
利用可能店舗	取扱店舗に登録されている市内飲食店

3. チケット利用・手続きの流れ



4. 取扱店舗として登録できる条件

登録にあたっては、下記の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 袖ヶ浦市内の飲食店であり、かつ本事業の利用期間を通して取扱店舗として参加できること（ただし、定休日は除く）
- (2) 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っていないこと
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員等として若しくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと
- (4) 前述の要件を満たす者のうち、次に該当しない者
 - ア スーパーマーケット、コンビニエンスストア等の小売店
 - イ レストラン等を設置する宿泊施設
 - ウ 会社内の食堂

5. チケットの取扱いについて

- ・チケットの取扱い及び保管については現金と同様とし、十分注意してご対応ください
- ・現金との引き換えはできません
- ・釣銭は支払えません
- ・本チケット利用対象外とする商品を独自に定める場合は、利用者が認識できるよう、予め案内等行ってください

※登録していただける店舗には、後日、詳細をお知らせします。

6. チケットの換金について

- ・換金請求の際は、必要書類に利用済みチケットを添えて提出してください
- ・換金期間を過ぎたチケットは換金できません
- ・換金請求し交付された小切手は、金融機関で換金してください
- ・換金請求は予め指定された日でのお手続きにご協力ください

※登録していただける店舗には、後日、詳細をお知らせします。

7. 取扱店舗への登録申込について

(1) 登録方法

本事業への参加を希望する飲食店は、この募集要項の内容に同意のうえ、「取扱店登録申請書」に必要事項を記入し、下記まで郵送、FAXまたは持参により提出してください（「取扱店登録申請書」は（一社）袖ヶ浦市観光協会ホームページよりダウンロードすることもできます）。

(2) 申込先

○袖ヶ浦市商工観光課

〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1

FAX 0438-62-7485

E-Mail sode19@city.sodegaura.chiba.jp

8. 登録申込期限

【当初】令和4年12月15日（木）まで

【随時】令和5年1月31日（火）まで

9. 店舗登録に必要な書類

- ・取扱店登録申請書
- ・食品営業許可証の写し

10. 問合せ先

○店舗登録、事業全般についての問い合わせ

袖ヶ浦市商工観光課

TEL 0438-62-3428

○チケットの取扱い、換金手続き等の問い合わせ

(一社) 袖ヶ浦市観光協会

TEL 0438-62-3436